特殊消防用設備等性能評価業務規程

平成26年3月



特殊消防用設備等性能評価業務規程

[制定] 平成16年6月1日

[改正] 平成22年10月14日

[全部改正] 平成26年3月19日

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2章 性能評価

第2条 性能評価

第3条 事前相談

第4条 性能評価の申請

第5条 性能評価の手数料の納付

第6条 性能検証試験

第7条 性能評価の事前評価

第8条 性能評価委員会

第9条 評価結果の通知

第10条 性能評価変更

第3章 製品の確認試験

第11条 製品の確認試験

第12条 適合の表示

第4章 雑則

第13条 性能評価の取下

第14条 氏名等の変更の届出

第15条 手数料の過誤納

第16条 疑義の照会

第17条 事故発生報告等

第18条 申請等の委任

第19条 細則

第5章 不正行為等に対する措置

第20条 製品の確認試験時における不正行為に対する措置

第21条 不正行為により製品の確認試験に適合したときの措置

第22条 不良品流出時の措置

第23条 消防庁への報告

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、日本消防検定協会業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2 4条の規定に基づき、日本消防検定協会(以下「協会」という。)が行う性能評価について必要な事項を定める。

第2章 性能評価

(性能評価)

第2条 協会は、消防法(昭和23年法律第186号。以下「法」という。)第17条の 2第2項の規定により性能評価を受けようとする者(特殊消防用設備等を設置しようと する防火対象物の関係者に限る。以下「性能評価申請者」という。)の申請に応じて、 次の各号に掲げる評価を行うものとする。

(1) 性能評価

- ア 消防用設備等が法第17条第1項の政令若しくはこれに基づく命令又は同条第2項の規定に基づく条例で定める技術上の基準による消防用設備等と同等又はそれ以上の性能等を有するものと認められるかどうかについて、総合的に行う評価
- イ 特殊消防用設備等に係る設備等設置維持計画について、次の事項に関する評価
 - (ア) 防火対象物の概要に関すること。
 - (イ) 消防用設備等の概要に関すること。
 - (ウ) 特殊消防用設備等の性能に関すること。
 - (エ) 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。
 - (オ) 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。
 - (カ) 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検結果についての報告の 期間に関すること。
 - (キ) 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。
 - (1) 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事する者に関すること。
 - (ケ) 前各号に掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な 事項に関すること。
- ウ 特殊消防用設備等の性能を検証する試験(以下「性能検証試験」という。)結果 の評価
- (2) 性能評価変更

法第17条の2の3第2項に規定する特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画の変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)に係る性能評価

(事前相談)

第3条 性能評価申請者は、申請に先立ち、協会と特殊消防用設備等及び設備等設置維持 計画について事前に相談するものとする。

(性能評価の申請)

- 第4条 性能評価申請者は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)別記様式第1号の8に定める特殊消防用設備等性能評価申請書(以下「申請書」という。)正副各1部に、設備等設置維持計画及び規則第34条の2の2第2項各号に定める書類並びに次条に規定する振込用紙の振込票を添えて、協会(虎ノ門事務所)に提出するものとする。
- 2 申請書には、担当者の氏名、所属部署及び連絡先の電話番号が記載されたものを添付するものとする。
- 3 提出する書類は、次表に掲げるものとし、正副ごとに工業標準化法(昭和24年法律 第185号)第17条第1項に定める日本工業規格(以下「JIS」という。)P01 38のA4の大きさのファイルに一括して編冊するものとする。

区分	提出数	概要
設備等設置維持計画	正副各1部	特殊消防用設備等の設置及び維持に関する計画について次の事項が記載されたもの (1) 防火対象物の概要に関すること。 (2) 消防用設備等の概要に関すること。 (3) 特殊消防用設備等の性能に関すること。 (4) 特殊消防用設備等の設置方法に関すること。 (5) 特殊消防用設備等の試験の実施に関すること。 (6) 特殊消防用設備等の点検の基準、点検の期間及び点検の結果についての報告の期間に関すること。 (7) 特殊消防用設備等の維持管理に関すること。 (8) 特殊消防用設備等の工事及び整備並びに点検に従事するものに関すること。 (9) 前(1)から(8)までに掲げるもののほか、特殊消防用設備等の設置及び維持に関し必要な事項に関すること。
設計図	正副各1部	防火対象物の概要、設置される消防設備の概要、 システム系統図、特殊消防用設備等の構成機器の仕 様等
明細書	正副各1部	特殊消防用設備等の性能及び構造に関する明細仕様、諸元等を明らかにするものを含むもの

性能の検証に関する計算書	正1部	申請する防火安全性能を検証するもの
試験成績表	正1部	性能等に係る試験、実験データ等を記載したもの
その他	正1部	細則で定める書類

(性能評価の手数料の納付)

第5条 性能評価申請者は、業務方法書第19条第1項の規定により定める日本消防検 定協会認可手数料表による手数料を原則として指定の振込用紙(別記様式第1号)に より振り込むものとする。ただし、指定の振込用紙以外の振込用紙で銀行振込を行う 場合にあっては、振込人、振込銀行、振込支店、振込日、協会の被振込銀行、被振込 支店及び振込金額が明記された用紙を指定の振込用紙に換えることができる。

(性能検証試験)

- 第6条 協会は、第8条に規定する性能評価委員会により性能検証試験が必要であるとされた場合、性能評価申請者に通知し、性能評価申請者の依頼(別記様式第2号)に基づき必要な試験を行うものとする。
- 2 前項の性能検証試験は、手数料その他試験の実施に関し必要な事項について、性能評価申請者と協会で契約を締結して行うものとする。

(性能評価の事前評価)

- 第7条 性能評価に係る特殊消防用設備等の製造、開発等を行う者又は性能評価申請者 (以下「事前評価依頼者」という。)は、あらかじめ次の事項について評価(以下「事 前評価」という。)を受けることができるものとする。
 - (1) 特殊消防用設備等の性能に関する事項
 - (2) 特殊消防用設備等の設置・維持方法に関する事項
 - (3) 特殊消防用設備等に係る試験に関する事項
- 2 前項の事前評価は、受託評価業務規程(平成25年2月25日制定)第2条第1項 第3号に規定する特定機器評価において実施するものとする。
- 3 前項の特定機器評価で評価を受けた結果は、本性能評価に係る資料・データとして活 用することができるものとする。

(性能評価委員会)

- 第8条 協会は、性能評価を行うため特殊消防用設備等の性能評価委員会(以下「委員会」 という。)を置くものとする。
- 2 協会は、第4条第1項に規定する申請書、設備等設置維持計画及び同条第3項の書類が、所要の様式及びその他の要件を具備し、かつ審議することが適当であると認めるときはこれを受理し、委員会に付託するものとする。

- 3 委員会は、前項により付託された事項について審議し、その結果を協会に報告するものとする。
- 4 委員会の構成、運営等に関する必要な事項は、別に定めるものとする。

(評価結果の通知)

- 第9条 協会は、前条の評価結果を性能評価申請者に通知するものとする。
- 2 協会は、評価結果に不具合事項がある場合は、その理由を付すものとする。
- 3 協会は、不正な手段により性能評価を受けたことが判明した場合、第1項の評価結果 を取り消せるものとする。

(性能評価変更)

第10条 性能評価変更は、第3条から前条までの規定に準じて行うものとする。この場合における申請は、規則別記様式第1号の9に定める特殊消防用設備等性能評価変更申請書により行うものとする。

第3章 製品の確認試験

(製品の確認試験)

- 第11条 特殊消防用設備等の認定を受けた者(以下「認定取得者」という。)は、防火対象物に設置しようとする特殊消防用設備等の構成機器等が認定を受けた特殊消防用設備等の性能、構造と同一であるかどうか確認する試験(以下「製品の確認試験」という。)を協会に依頼する場合、製品の確認試験依頼書(別記様式第3号)により行うものとする。
- 2 製品の確認試験に係る手数料及びその他試験の実施に関し必要な事項については、認 定取得者と協会で契約を締結するものとする。

(適合の表示)

- 第12条 協会は、製品の確認試験において、適合と判断された製品について附表に定める表示を、直接、製品本体に貼付するものとする。ただし、製品に貼付された銘板等が容易に剥がれないもの、剥がれても再使用できないもの又はその他支障のないものと、協会があらかじめ認めた場合、銘板等への表示の貼付ができるものとする。
- 2 製品には、前項に規定する場合を除くほか、当該特殊消防用設備等の構成機器等に係る製品に同項の表示又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならないものとする。

第4章 雜則

(性能評価の取下)

第13条 性能評価申請者は、性能評価の申請を取り下げようとする場合、当該申請の取

下届(別記様式第4号)正副各1部を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の届出が提出された場合、調査を行い、性能評価に着手していない取下 届にあっては手数料を還付する旨、既に性能評価に着手している取下届にあっては手数 料を還付しない旨の通知を行う。

(氏名等の変更の届出)

第14条 性能評価申請者が氏名(法人にあっては、名称又は代表者の氏名)又は住所を変更した場合は、遅滞なく、氏名等変更届出書(別記様式第5号)1部に事実を証する書面を添えて協会に提出するものとする。ただし、規則第38条若しくは第44条の2第3項、検定業務規程第28条又は受託評価業務規程第45条に規定する届出を行った者を除く。

(手数料の過誤納)

- 第15条 性能評価申請者は、過誤納した手数料の還付を受けようとする場合、過誤納金 環付届(別記様式第6号又は別記様式第7号)1部を協会に提出するものとする。
- 2 協会は、性能評価申請者の過誤納を確認した場合、この旨を当該性能評価申請者に連絡する
- 3 前項の連絡を受けた性能評価申請者は、過誤納金還付届1部を協会に提出するものと する。

(疑義の照会)

- 第16条 性能評価申請者は、性能評価に係る申請手続き、試験結果その他について生じた問題、疑問等について、協会に説明を求め又は文書により照会することができる。
- 2 性能評価申請者は、不具合事項が見出された場合における通知に不服がある場合、協会の試験等苦情処理委員会に文書で申立することができる。
- 3 協会は、第1項の照会等に対して誠実に対応する。

(事故発生報告等)

- 第17条 認定取得者は、特殊消防用設備等について不具合、事故等が発生した場合、 当該特殊消防用設備等の種別、試験番号、数量、設置防火対象物及び不具合、事故等 の内容を直ちに協会に報告するとともに、事故等報告書(別記様式第8号)を協会に 提出するものとする。
- 2 前項の報告を行った認定取得者は、不具合、事故等に係る調査を行い、その結果を 文書により協会に提出するものとする。
- 3 協会は、消防機関、消費者等から提供される製品に係る情報、事故報告(第1項の報告を含む。)等に基づき、その原因を確認するために必要がある場合、当該製品に係る認定取得者に連絡のうえ、その製品の受検場所又は設置防火対象物に立ち入って調査を行うものとする。
- 4 協会は、前項の調査の結果、第21条第6項又は第22条第6項の措置を求めた場合、当該認定取得者に連絡のうえ、協会のホームページ及び検定協会だよりに措置を

求めた旨、措置の理由及び措置を行う特殊消防用機器等に関する情報を掲載することにより、消防機関等に当該措置に係る情報の提供を行う。

5 協会は、前項の規定によるほか、第1項の報告又は第3項の情報等の内容が重大かつ緊急性を有すると認める場合、当該認定取得者に連絡のうえ、不具合、事故等の内容、該当する製品及び応急の措置を消防機関等に情報提供することができる。

(申請等の委任)

- 第18条 性能評価申請者は、性能評価の申請又はこの規程に定める届出を代理人に委任 する場合、あらかじめ、委任(変更委任)状(別記様式第9号)1部を協会に提出す るものとする。
- 2 性能評価申請者は、前項に定める委任(変更委任)状に記載している事項に変更を生 じた場合、遅滞なく、変更後の委任状1部を協会に提出するものとする。
- 3 代理人が提出する申請書又は届出書には、性能評価申請者及び申請代理人のそれぞれ の住所及び氏名(法人にあっては、名称、役職名及び氏名)を併記するものとする。 この場合における押印については、代理人のみのものとすることができる。

(細則)

第19条 協会は、この規程に定めるもののほか、性能評価の業務の実施に関し必要な細目について別に定めるものとする。

第5章 不正行為等に対する措置

(製品の確認試験時における不正行為に対する措置)

- 第20条 協会は、認定取得者が不正の手段により製品の確認試験(以下この条、第2 1条及び第22条において「確認試験」という。)を受検していると認めた場合、直ち に確認試験を中止するとともに、当該不正に係る製品を確認試験に不適合したものと して処理するものとする。
- 2 前項の不適合として処理する対象は、同項の不正の手段により確認試験を受検した 製品と同一のロットのものすべてとする。
- 3 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、当該不正に係る認定取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 4 協会は、第1項の規定に基づき確認試験を中止した場合、同項の不正に係る認定取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。
 - (1) 不正に対する原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立

- 5 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る認定取得者 に対して行うすべての確認試験を停止するものとする。
- 6 協会は、第4項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る認定取得者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 7 協会は、第4項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る認定取得者に対し、その旨を通知し、再度第11条の規定に基づき手続きを 行うものとする。

(不正行為により製品の確認試験に適合したときの措置)

- 第21条 協会は、認定取得者が不正の手段により確認試験に適合したと認める場合、 当該不正に係る製品の確認試験の適合を取り消すとともに、当該認定取得者に対し、 当該製品の出荷、販売等の停止を求めるものとする。
- 2 前項の確認試験の適合の取消しの対象は、同項の不正の手段により確認試験を受検した製品と同一のロットで確認試験に適合したものすべてとする。
- 3 協会は、第1項により適合を取り消した製品のうち、当該認定取得者が所有権を有 しているものについて、当該者に適合の表示を除去させ、又はこれに消印を付させる ものとする。
- 4 協会は、第1項の不正の確認を行うために必要がある場合、同項の不正に係る認定 取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、その事業 所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 5 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消す場合、同項の不正に係る 認定取得者にその理由を付してこれを通知する。
- 6 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消した場合、同項の不正に係る認定取得者に対し、適合を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。
- 7 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消した場合、同項の不正に係る認定取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの内容を書面で協会に提出するものとする。
 - (1) 不正に対する原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
- 8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の不正に係る認定取得者 に対して行うすべての確認試験を停止するものとする。
- 9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の不正に係る認定取得者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の不正に係る認定取得者に対し、その旨を通知し、再度第11条の規定に基づき手続きを

行うものとする。

(不良品流出時の措置)

- 第22条 協会は、確認試験に適合した製品のうち、不良品が市場に流出したと認める場合、当該製品について確認試験の適合を取り消すものとする。
- 2 前項の確認試験の取り消しの対象は、同項の不良品に係る同一の製品とする。
- 3 協会は、第1項により適合を取り消した製品について、当該認定取得者が所有権を 有しているものについて、当該者に適合の表示を除去させ、又はこれに消印を付させ るものとする。
- 4 協会は、第1項の不良品の流出に係る原因を確認をするために必要がある場合、同項の認定取得者に対して資料の提出若しくは報告を求め、又は当該者に連絡のうえ、 その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 5 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消す場合、同項の認定取得者 にその理由を付してこれを通知する。
- 6 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消した場合、同項の認定取得者に対し、適合を取り消した製品の回収、交換等必要な措置を求めることとし、当該者はこれに従うものとする。
- 7 協会は、第1項の規定に基づき確認試験の適合を取り消した場合、同項の認定取得者に対し、次に掲げる事項に関する対策を講ずるよう求めることとし、当該者は、これらの実施内容を書面で協会に提出するものとする。
 - (1) 不良品の流出に係る原因究明
 - (2) 前号を受けた再発防止対策の実施
 - (3) 品質管理体制の確立
- 8 協会は、前項の対策が十分であると認めるまでは、第1項の確認試験を停止するものとする。
- 9 協会は、第7項に規定する対策の実施状況を確認するために必要がある場合、第1項の認定取得者に連絡のうえ、その事業所等に立ち入って調査を行うものとする。
- 10 協会は、第7項に掲げる事項に関する対策が十分であると認めた場合、第1項の認定取得者に対し、その旨を通知し、再度第11条の規定に基づき手続きを行うものとする。

(消防庁への報告)

第23条 協会は、第20条第1項及び第21条第1項の不正並びに前条第1項の事実 を確認した場合、速やかに消防庁に報告するものとする。

附 則 (平成26年3月19日)

- 1 この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の際、現に申請している性能評価については、この規程に基づき申請

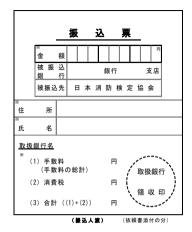
された性能評価とみなす。

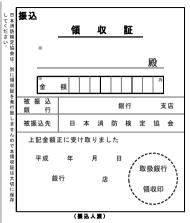
3 この規程の施行の際、現に通知された性能評価の結果については、この規程に基づき 通知されたものとみなす。



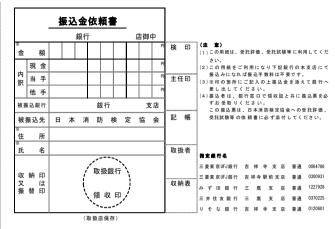
<適合の表示>

別記様式第1号(第5条関係)









性能検証試験依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者氏名)印 電話番号

特殊消防用設備等性能評価業務規程第6条に基づき、下記について性能検証試験を依頼します。

記

- 1. 特殊消防用設備等の種別
- 2. 試験内容

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 - 2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

製品の確認試験依頼書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

依頼者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者氏名)印 電話番号

特殊消防用設備等性能評価業務規程第11条に基づき、下記について性能検証試験を依頼します。

記

- 1. 特殊消防用設備等の種別
- 2. 試験内容

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 - 2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

取下届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その) 印 電話番号

下記について取り下げたくお届けします。ついては、当該手数料 円は、銀行 支店(普通預金・当座預金口座、口座番号 名義) に振込みにより還付してください。

記

- 1.区 分 性能評価
- 2. 申請書受付 年 月 日 (第 号)
- 3. 特殊消防用設備等の種別
- 4. 設置防火対象物

<住所>

<名称>

5. 取下げ理由

備考 この用紙の大きさは、JISA4とすること。

氏名等(名称、代表者の氏名、住所)変更届出書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その) 印 電話番号

下記のとおり氏名(名称、代表者の氏名、住所)を変更したので届出ます。

記

旧

新

添付資料部

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その) 印 電話番号

下記の申請に伴い年月日に銀行支店から振り込みました手数料円は、過誤納でしたので、過誤納金円を銀行支店(普通預金・当座預金口座、口座番号号名義)に振り込みにより還付してください。

記

- 1.区 分 性能評価
- 2. 申請書受付 年 月 日 (第 号)
- 3. 特殊消防用設備等の種別
- 4. 設置防火対象物

<住所>

<名称>

- 備考1 この用紙の大きさは、JISA4とすること。
 - 2 この様式は、協会に依頼を行った場合に用いること。

過誤納金還付届

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者

住 所 氏 名 (法人にあっては、その) 印 電話番号

年月日に銀行支店から別添の振込票のとおり振り込みましたり振り込みました円は、過誤納でしたので、下記により還付してください。

記

- 1. 取引銀行 銀行 支店
- 2. 口 座 普通預金・当座預金口座、口座番号 、名義

備考1 この用紙の大きさは、JISA4とすること。

- 2 この様式は、協会に申請を行っていない場合に用いること。
- 3 振込票を添付すること。

事故等報告書

年 月 日

日本消防検定協会 殿

申請者 住 所 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者氏名)印 電話番号

下記事項について、不都合、事故等が発生しましたので、特殊消防用設備等性 能評価業務規程第17条の規定に基づき報告します。

記

- 1. 特殊消防用設備等の種別
- 2. 設置防火対象物 <住所> <名称>
- 3. 事故等の概要(詳細は、別添のとおり)

- 備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。
 - 2 代理人が当該依頼を行う場合にあっては、代理人の住所及び氏名(法人にあっては、その名称又は代表者氏名)を依頼者の下に併記すること。

委任(変更委任)状

年 月 日

(住 所)

(氏 名)

(代表者氏名) 印

は、

(名 称)

(住 所)

(役職名)

(氏 名)

を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

- 1. 依頼項目 (性能評価に係る申請、性能検証試験に係る依頼、製品の確認試験に係る依頼)
- 2. 変更理由

備考1 この用紙の大きさは、JIS A4とすること。

2 該当する依頼項目を○で囲むこと。